

雇用主さま・仲介業者さま 各位

東山口信用金庫

雇用主さま・仲介業者さまへのお願い

政府は「外国人材の受入・共生のための総合的対応策」のなかで、生活者としての外国人に対する支援(外国人の口座開設円滑化のための環境整備等)を挙げています。

こうした中、当金庫では外国人材受け入れに関わる雇用主さま・仲介業者さまに下記事項について、お願いをしております。外国人の方の利便性向上に向けて、必要な取り組みであることをご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

記

1 口座開設時

口座開設手続きへの同伴・サポート、当金庫職員との会話サポート(通訳等)、勤務・就学の証明を行っていただきますようお願いいたします。

必要書類としては、本人確認書類(在留カード・パスポートは必須となります)、印鑑、社員証・学生証等となります。また、雇用主さま・仲介業者さまのご連絡先(在籍される企業体があればそちらのご連絡先)をお教えください。

口座開設時及び口座開設後も必要に応じてお客さまの情報(住所や氏名、在留資格・在留期間、勤務実態等)を確認しています。確認が取れない場合、口座開設ができなかったり、開設後の預金口座が使用できなくなったりすることがありますので、当金庫から確認を求められた場合は、ご協力いただく必要があることを外国人の方にご説明ください。

2 日常生活

外国人の方が住所や在留資格、在留期間が変わったとき、退職・退学したとき、通帳やキャッシュカードをなくしたとき等のケースに該当する場合は、当金庫での手続きが必要であることを伝えてください。また、外国人の方と連絡が取れなくなったとき等外国人の方の置かれている状況に応じて、雇用主さま・仲介業者さまにおかれても、当金庫にご連絡いただく等の対応をお願いします。

なお、確認内容や外国人の方・雇用主さま・仲介業者さまのご協力がいただけない場合等については、お取引を一部制限したり、お取引をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。

3 帰国時

帰国されることとなった場合は、預金口座を解約する必要があります。

雇用主さま、仲介業者さまにおかれては、外国人の方の置かれている状況に応じて、口座解約の働きかけ(金融犯罪に係る注意喚起を含む)、当金庫と相談するよう助言、当金庫への連絡、口座解約手続きへの同席・サポート等の対応をお願いします。

4 金融に関する犯罪についての注意喚起

以下の行為は「犯罪」です。受け入れた外国人の方が絶対に関わらないよう注意喚起してください。

○地下銀行やヤミ金融

地下銀行 免許を持たず銀行業を行うことや登録を受けずに資金移動業を行うこと

ヤミ金融 登録を受けずに貸金業を行うこと

○マネー・ローンダリングへの関与

マネー・ローンダリング 犯罪による収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益発見や検挙逃れようとする行為のこと

○預金口座売買・譲渡

預金口座を他人に使わせること(通帳やキャッシュカードを売却・譲渡・貸与することを含む)

○偽造クレジットカードや偽造キャッシュカードの使用

【注意】 預金口座の売買等に関する情報は金融庁・財務局または警察までご連絡ください。

金融庁や財務局の職員、金融機関職員等がキャッシュカードのカード番号や暗証番号聞くことは絶対にありません。外国人の方が騙されないように注意喚起をお願いします。

以上